

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月にA所在のB会社を最終職場として離職するまでのうち、少なくとも延べ約〇年〇か月間、坑夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、F（+）、療養否」の決定を受け、Cセンター及びD病院において加療を続けていたが、平成〇年〇月〇日、入院先のD病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「じん肺」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、被災者の死亡原因について、死亡診断書を書いた医師が「臨床症状・検査結果等により、じん肺による状態の悪化が死亡原因と考えられる。」とし、また、じん肺診査医でさえ「じん肺、続発性気管支炎に感染が加わり、それを契機に心不全、腎不全が悪化され死亡に至った可能性はある。」としており、あくまでも「じん肺、続発性気管支炎に何らかの感染が加わり、症状を悪化させ呼吸不全に至り死亡した。」としか考えられない旨主張する。

(2) 被災者が業務上の事由により死亡したものと認められるためには、被災者がり患していたじん肺ないしその合併症である続発性気管支炎と死亡との間に相当因果関係が認められる、すなわち、じん肺ないし続発性気管支炎が相対的に有力な原因となって死亡したものと認められるか、又はじん肺ないし続発性気管支炎との間に相当因果関係が認められる傷病を原因として死亡したものと認められることが必要である。

(3) そこで、被災者の死亡原因等に係る医学的見解を詳細にみると、以下のとおりである。

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、直接死因を「じん肺」とし、平成〇年〇月〇日付け意見書で、直接死因をじん肺とした医学的所見について、「じん肺による呼吸機能低下により、胸水大量貯留し、食欲不振、ADL低下により永眠した。」としている。また、同年〇月〇日付け

「患者の病状説明」と題する文書において、「平成〇年〇月〇日の胸部CT検査では、明らかな胸水貯留はなく、左肺尖部はじめ、両肺上葉主体に石灰化伴う策状影、小結節／粒状影、ブラなど散見。炎症後変化疑い。活動性肺炎を疑う所見はなかった。縦隔、肺門リンパ節も石灰化を伴い少し腫大。炎症後変化の疑いあり。」、「平成〇年〇月〇日の胸部CT検査にて、両側胸水を確認。受動無気肺を伴っており、両側中枢側や背部優位に濃度上昇あり、肺水腫を疑う所見あり。左肺尖部はじめ、両肺上葉主体に石灰化伴う策状影、小結節／粒状影、ブラなど散見、炎症後変化やじん肺の所見に矛盾せず。今回両肺上葉など一部に気管支壁肥厚や粘液栓、結節影なども出現しており、気管支炎などの炎症性変化も伴っている可能性あり。縦隔、肺門リンパ節も石灰化を伴い少し腫大。前回と著変なく炎症後変化／じん肺に伴う変化疑いがあつた。」、「臨床症状・検査結果等により、じん肺による状態の悪化が死亡原因と考えられる。」としている。

イ F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死亡前〇年間におけるじん肺所見の変化：じん肺の胸部写真所見は著明な変化は認めなかった（〇月まで）。呼吸機能も低下しているが、著明な変化は認めなかった（〇月まで）。〇月頃からは、胸水の貯留、肺野の陰影の増強は認めている。」、「最終受診時（平成〇年〇月〇日）の身体状況：息切れが高度、食欲が全くなく、歩行困難、日常生活が困難。肺性心の進行による症状と続発性気管支炎の増強による症状と考えられた。」としている。

ウ G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺及び合併症の有無：じん肺の所見として粒状影（2／1）、不整形陰影（0／0）。痰の性状や自覚症状から続発性気管支炎と考えます。」、「本件死亡とじん肺及び続発性気管支炎との関連性：平成〇年〇月〇日と平成〇年〇月〇日の画像を比較すると、じん肺としての肺粒状影には変化なく、両側胸水が増加し、肺水腫の状態と考えます。血液のデータなどより今回の直接死因は心不全、腎不全が考えられます。じん肺、続発性気管支炎に感染が加わり、それを契機に心不全、腎不全が悪化され、死亡に至った可能性はあります。平成〇年〇月〇日追記 直接の死因は心不全、腎不全と考えます。じん肺、続発性気管支炎に感染が加わり、上記の心不全、腎不全が悪化した可能性は否定できませんが、平成〇年〇月〇日の画像からは、続発性気管支炎が悪化した所見

は認めません。」としている。さらに、同年〇月〇日付け意見書において、「左心不全、腎不全の悪化により肺水腫、多量胸水を認め死亡されたと考えました。」としている。

(4) 以上の医学的見解を踏まえると、当審査会としては、平成〇年〇月〇日の胸部CT検査では明らかでなかった胸水が、同月〇日の胸部CT検査で両側に出現しており、肺水腫の状態に至ったことで、呼吸機能の低下を来し死亡したものとみるのが医学的に妥当な経過であると判断する。

そこで、胸水貯留の原因についてみると、一般的には決定書理由に示された因子があるとされるところ、本件に関して、E医師は、上記(3)アのとおり、じん肺による呼吸機能低下のためとし、他方、G医師は、心不全、腎不全の悪化のためとしている。

当審査会として本件一件記録を精査したが、被災者のじん肺、続発性気管支炎の療養における主治医であったF医師が、被災者の死亡前〇年間について、胸部写真所見及び呼吸機能に著明な変化は認めなかったとしていることや、G医師が、平成〇年〇月〇日作成面接調査書において、「Cセンターが作成した患者紹介状やD病院が作成した診療情報提供書の傷病名欄に『狭心症』や『腎不全』と記載があり、Cセンターの検査結果において、平成〇年〇月〇日の時点ですでに尿酸窒素やクレアチニンの値が高く、既往症として慢性心不全、慢性腎不全の状態にあったと認められる。D病院の平成〇年〇月〇日の検査記録では、BUNが55.5（基準値は3.6～7.0）、クレアチニンが2.28（基準値は0.65～1.09）と高い値となっており、心不全、腎不全の状態が悪化していたと考えられる。」と具体的に述べていることを総合的に勘案すると、決定書理由に説示するとおり、胸水貯留の原因は、慢性心不全、慢性腎不全の悪化によるものとみるのが医学的に妥当と判断する。

したがって、被災者は、慢性心不全、慢性腎不全が悪化して、急速に胸水腫の状態に至り、呼吸機能の低下を来し死亡したものと認められ、り患していたじん肺ないし続発性気管支炎が相対的に有力な原因となって死亡したのとは認められない。

なお、F医師は、上記(3)イのとおり、被災者の最終受診時の身体状況、すなわち高度の息切れ等について、肺性心の進行による症状等と考えられたとし、被災者の身体状況の悪化におけるじん肺の多大な影響を示唆する。しかし

ながら、この肺性心について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「画像、心エコーなどからは肺性心の所見は見当たりません（右心不全の所見は見当たりません）。」としており、G医師の当該所見は、医学的に明解であることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者が肺性心の状態であったとは認められないと判断する。

また、請求代理人は、肺に水がたまっても、水を抜けば治るところ、被災者は、じん肺を患っていたために、水がたまって治療の方法がなく死亡したものと思われる旨主張するが、本件一件記録を精査しても、じん肺ないし続発性気管支炎のり患が相対的に有力な原因となって、胸水の排出ができず、死亡に至ったものと合理的に判断するに足る証拠は認められないことから、請求代理人の主張を採用することはできない。

- (5) さらに、本件一件記録を精査するも、被災者の心不全、腎不全の発症について、じん肺ないし続発性気管支炎との間に相当因果関係を認めるべき事情ないし証拠は存在しない。

なお、請求代理人は、じん肺診査医でさえ「じん肺、続発性気管支炎に感染が加わり、それを契機に心不全、腎不全が悪化され死亡に至った可能性はある。」としていると述べ、被災者のじん肺、続発性気管支炎が原因となって心不全、腎不全が悪化し死亡に至った、すなわち、被災者のじん肺、続発性気管支炎と死亡との間に相当因果関係があると主張するが、一般に心不全、腎不全悪化の原因として様々な因子があるところ、G医師の当該申述は、あくまで可能性を述べるものであって、被災者のじん肺、続発性気管支炎と死亡との間に相当因果関係を認めたものとみることはできない。

- (6) 上記(4)及び(5)のとおり、被災者は、じん肺ないし続発性気管支炎が相対的に有力な原因となって死亡したものとは認められず、また、じん肺ないし続発性気管支炎との間に相当因果関係が認められる傷病を原因として死亡したものとも認められないことから、被災者が業務上の事由により死亡したものとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。